

規 則

「千曲市事務処理規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年8月3日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第23号

千曲市事務処理規則の一部を改正する規則

千曲市事務処理規則（平成 15 年千曲市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 総務部長の項中

「
・ 500, 000 円以上の歳出予算の目の金額を同一項内の他の目へ流用することに係る事項
・ 1, 000, 000 円未満 100, 000 円以上の予備費の充当に係る事項
」を

「
・ 流用に係る事項
・ 1, 000, 000 円未満の予備費の充当に係る事項
」に改め、同表財

政課長の項中

「
・ 500, 000 円未満の歳出予算の目の金額を同一項内の他の目へ流用することに係る事項
・ 100, 000 円未満の予備費の充当に係る事項
・ 交付金の算定に用いる資料その他必要な資料の県知事に対する報告に係る事項
」を

「
・ 交付金の算定に用いる資料その他必要な資料の県知事に対する報告に係る事項
」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。